

平成31年1月定例

中標津町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

平成31年1月定例中標津町教育委員会

- 1 日 時 平成31年1月29日（火）9時55分～11時35分
- 2 場 所 中標津町役場庁議室
- 3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	南 むつ子
委 員	青 山 幸 子
教育部長	木 村 実
教育指導監	荒 井 道 夫
管理課長	石 垣 敏
総務係長	表 健 一
学校教育課長	本 間 義 昭
生涯学習課長	山 宮 克 彦
学校給食センター長	山 根 亮 一
農業高校事務長	加 藤 孝 志
書 記	黒 瀧 詩織里
- 4 欠席者

委 員	助 口 明
-----	-------
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題

議案第1号	平成31年度教育委員会所管一般会計当所予算要求について
議案第2号	中標津町いじめ防止基本方針について
報告第1号	町営テニスコートの改修工事について
報告第2号	日本遺産の申請について

【開 会】

○山田教育長

それでは、ただいまから1月の定例教育委員会を開催致します。

本日の議題は、平成31年度教育委員会所管一般会計当所予算要求について中標津町いじめ防止基本方針について、町営テニスコートの改修工事について、日本遺産の申請についてとなっております。

本日は助口委員が吹雪のため欠席ですが、過半数の委員の出席がありますので会議は成立致します。

本日の署名委員は、義盛委員と南委員です。よろしくお願い致します。

本日の議案第1号は、町長への意見の申出に関する事項です。中標津町教育委員会会議規則第10条第1項第5号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「結構です。」という発言あり)

○山田教育長

それでは、議案1号は公開しないこととします。

【議 事】

◎議案第 1 号 平成 31 年度教育委員会所管一般会計当初予算要求について

非公開

【議 事】

◎議案第 2 号 中標津町いじめ防止基本方針について

○山田教育長

続きまして、議案第 2 号中標津町いじめ防止基本方針についてお願いします。

○学校教育課長

議案第 2 号中標津町いじめ防止基本方針についてになります。別冊にあります中標津町いじめ防止基本方針ですが、前段にいじめという問題は、社会全体に関する国民的な課題としまして、平成 25 年に、いじめ防止対策推進法というのが国の方で成立しまして、これに伴って、国ではいじめの防止等のための基本的な方針を策定しております。

これを受けまして北海道においても北海道いじめ防止等に関する条例が平成 26 年に施行され、北海道いじめ防止基本方針というものが、その後策定されております。

いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであることを十分認識の上、いじめ防止等のための対策に取り組み、国の基本方針と道の基本方針を基にしまして、中標津町においても中標津町いじめ防止基本方針を策定しようと考えております。

冊子の 1 ページ目になりますけれども、第一章いじめ防止等のための対策の基本的な考え方と致しまして、ここには、いじめの定義、基本理念、基本的な考え方を表記しております。

そして、5 ページに、第二章としまして、いじめ防止等のための対策の内容に関する事項と致しまして、「1 町及び教育委員会が取り組む事項」、この (2) いじめ防止等のための組織の設置、②いじめ対策の専門機関の設置、「ア 中標津町いじめ問題対策連絡協議会の設置」とありまして、ここで教育委員会は、いじめ防止等に関する関係機関との連携を図るため、中標津町いじめ問題対策連絡協議会を設置するということから、この後、中標津町いじめ問題対策連絡協議会の設置に関する条例の策定も予定しております。

そして、7 ページには学校が取り組む事項、8 ページに家庭・地域が取り組む事項を表記しております。

9 ページからは第三章重大事態への対処の方策として重大事態が発生した時の対応等を表記しております。

この中標津町いじめ防止基本方針に示す、いじめの防止等の対策につきましては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することがもっとも

重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものであります。以上です。

○山田教育長

ただいま議案第2号について説明がありました。分量も多いですが、どこからでもよろしいですので、何か疑問点、質問等ありましたらお出しただければと思います。

○義盛委員

すみません。一つすみません。僕も全てしっかり読みこめてはいないので、僕の読み取り漏れがあったら、どこに書いているのか教えていただきたいんですけども、これは教育委員会のことだということで、町立の学校に関連する、町立学校に関わるものだと思うんですけども、昨年6月の中標津高校での高校1年生の自死の事件、事件というか事故があった訳ですけども、それについて考えるのが、中標津高校とどんなふうに連携をさせていくのかということ、町立学校ではないものとの関係性についてというのは、何か取り組みとしてこの文面には書いていますか。

○学校教育課長

いえ、直接的には、中標津高校は道立ですので、道の管轄の下にいじめ基本方針というのがありまして、中標津で言う、中標津高校との連携とか、そういうものは触れておりません。

○義盛委員

特に触れられていない、というのは、僕は、昨年自死された彼の背景を全て知るわけではないんですけども、中標津中学校時代の人間関係を引きずった部分もあるようなことを耳にするわけですよ。そういった時に、学校間の連絡についても、何かしらどこかに明文化した方が良いような気がします。

というのは、これは例えば、小学校から中学校っていうのはできる。書いた方が良く思うんですが、折角学校が変わって関係性をリセットして、気持ちのリセットして、環境を整えてスタートできるはずなのに、引きずってしまう問題性っていうのが、当然あるわけで、それは前の学校の教員の方々から何かしら情報があらかじめ行き届いていれば、そういうことも防げる事態があったんじゃないかなと思うんですよ。

それは、中標津高校と他の中学校の問題だけではなくて、未就学の子が小

学校に上がる時、また、小学生が中学校へ上がる時、そういった段階での連絡の取り方についても学校間の情報共有について何か触れておいた方が良くないかな。未然に防止するための手立てとして、情報共有することはなくて良いものでしょうかね。

○教育部長

当然、うちの町のお子さんですので、道立の高校の生徒だから関係ないということでは全くありません。今回この方針を策定し、説明をさせていただいた5ページを見ていただきたいのですが、いじめ防止等のための組織の設置ということで、②番で本間課長が説明していただいた、いじめ問題専門機関の設置、中標津町いじめ問題対策連絡協議会、こういうものを条例に基づいて町として設置をしておく。

この年に何があった、なしに関りなく、中標津町の子どもたちの小学校、中学校、高校含めましてどんな状況なのかというところの横の連携で情報共有を図る為の、まさに今、義盛委員がおっしゃっていただいた、そういった話をする協議会になるのかなというところで、本来、国が25年に法律を定めて、北海道が26年に条例化している訳ですので、うちの町が平穩だからこの方針をなぜ今まで作っていなかったのかという反省も含めて、早急に立ち上げなければいけないというところを取りかかっていますので、おっしゃる通り、早急に情報共有できる環境を整えていきたいと考えております。

○義盛委員

ありがとうございます。連絡協議会というのも、例えば、何かしらマンスリーだとか、定期的に会を持つのか、それとも臨時で持たれるのかということとは特にビジョンは。

○教育部長

やはり最低1回は連絡、情報共有として開催しなければならない。これに似たような中標津町にも中標津町青少年問題協議会というのがありまして、メンバーについては似たような形なんですけれども、それは、過去に中標津町で高校生の死亡事故というのもありましたので、それ以降立ち上げた協議会でございまして、そういうところでのどんな状況なのか、最低でも年に1回、若しくは臨時で開催するというような位置づけで設置をしておりますので、それと同じような感覚で適宜開催できるような協議会になろうかと思っております。

○義盛委員

本当に大切なことなので、やはり去年のことがあるものですから、できれば年度初めに1度は持っていただきたいなという思いが僕自身は思っています、すみませんがよろしくお願い致します。

○山田教育長

ちなみに、町自体でも自殺防止ということに取り組んでいます。それとも連携しながら高校、中学校で自殺防止プログラムの授業等をやりました、今年。そのあたり荒井指導監、簡単に説明してもらえれば、取り組みの内容を参考までに。

○教育指導監

委員おっしゃるとおりで、大きな課題として受け止めております。

ただ道立高等学校と町立高等学校との微妙な差もございまして、ストレートに道立校とは直接的には事象が発生した後と前とでは取り組み方が違ってくる要素はあります。

とりあえずは、本町としては、小学校、中学校、計根別幼稚園、そして、農業高等学校の学校における部分についての命、人権を大事にしながらも自ら命は絶つようなことがないようにとのことで、町の基本方針で生活課との連携の中で、教育委員会が今年度対応して参りまして、1つは北海道の18の中学校、管内各1校、2校程度ですが、高等学校に対して北海道委員会が1年間の施策として、いじめ対策防止プログラム、これは文科省が全国に公募しまして、北海道と東京だけが最後に残り、最終的に予算獲得で北海道だけが47都道府県で、3年程前に指定されたという事業なのですが、文科の予算が多少入りまして、道教委は道内の基本的な専門の大学教授、准教授を集めまして、この2年間で今年の3月に北海道としての基本的ないじめ自殺予防教育プログラムというのを完成させました。

現場に昨年春、今年度降ろしてきたんですけども、それを受けまして、根室管内におきましては、中標津中学校だけ1校のみが、今年度1年間だけの実践を指定されました。それを受けて中標津中学校では、道徳及びその他の総合的な学習の時間とか、或いは日常の学級活動だとか、学級担任の活動だとか、保健室の活動を含めて、年間総合していくつかのプログラムを既に実施し、報告を根室教育局の方に上げている次第です。

もう1つは、義盛委員から御指摘のあった、昨年は男子高校生でしたが、その前の年には、女子高校生が同じく一度に2名の尊い命を中標津町内で失うということがありまして、このことがもう1年続けば大変な事態だという

事は当然、誰もが考えることでありましてし、あわせて実は中学校と高等学校とのうまく成長の発達を繋いでいくために、中1ギャップという言葉が随分聞かれると思うのですが、中3と高校1年をうまく繋ぐという意味では、高1クライシスという、危機なんですけれども、高1の危機をどう乗り越えるのかというのは、全国的に大きな課題になっています。

それを受けて、私どもとしても、中標津町での3人の尊い高校生の命がいつ失われたかと言うと、4月、5月にどこの高校でもそうですが、宿泊を伴う、例えば、厚岸少年の家等に宿泊学習として、高校への馴染みを十分にできるように、人間関係づくりを含めたガイダンスをするのですが、それだけではなかなか乗り越えられなくて、9月、10月以前にこの3人の尊い高校生の命が失われてしまっている訳です。

高校生といってもなりたての時に失ってしまっているとはどういうことなのだろうかということと言うと、委員が先ほど指摘してくださいました通り、中・高とのどうやって心の育ちを15歳、16歳繋いでいって、18歳の成人へと繋ぐかという部分が非常に大きな課題としてあるわけです。

先ほど申し上げました北海道自殺予防プログラムを中心になって立ち上げて、実際に中身を作ってきた、北海道医療大学の冨家直明先生を幸い呼ぶことができました、師走だったんですけれども、12月14日、中標津高等学校と農業高等学校の2校で、直接、高校生、残念ながら農業高校は2年生が沖縄への修学旅行に行っていたので、1年生と3年生の40名を対象に直接出前授業をやっていただきました。

中標津高等学校の方は、実はマスコミの方へあまり大々的に出さないで欲しいとか、色々な条件がつけました。というのは、先生方自体40、50名いる教職員の中でも自殺ということがタブー視、教職員同士で話ができない状況が続いていたことがありました。

高校の校長先生とも直接膝を突き合わせて、いつまでも続けられないからこれを突破口にできませんかというところでお話を持ち込みました。

その結果、学校の方でも理解していただきまして、やるのであれば540名の中標津高等学校、高1、高2、高3、全学年で体育館でやれないかということで考えまして、90分の出前授業を直接高校生に聞いていただきました。

その結果についても感想が出ておりますので、後程、今、下にありますので、資料としてお届けしたいと思います。

その中に高校生の感想としては、とにかくやってもらって良かったと、考え方がガラッと変わったというくらいに非常にインパクトが強く、高校生が受け入れてくれましたし、何より良かったと思うのは、中標津高等学校の先生方が壁を1点突破してきて、子どもの命について、自殺について、職場で

話ができる環境がひとつ突破できたということを先生方自身が受け止めてもらった、これも良かったと思っております。

これが14日の金曜日でございました。折角全国を股にかけて走って歩いてる教授でしたので、何とかもう1泊して貰えないかということで無理を言いまして、次の日は土曜日だったのですが、義務の先生方からも、ぜひ中標津にくるのであれば、滅多にないことなので、あるいは根室教育局の方からも管内に是非声を広げていただけないかという事で、1つは、農業高校はオープン研修にして、近場の高等学校、例えば標茶高等学校と弟子屈高等学校の方にお声掛けを農業高校の教頭先生からいただきました。標茶高校の養護の先生が朝早く出てきていただいて参加してくださいました。

土曜日の日は、町内の義務の先生方と管内の義務の先生方で、結果的には60名が参加し、本間課長以下、教育委員会のスタッフも朝早くから出て、中標津小学校の視聴覚室で90分の講義を先生方にいただきました。

先生達のご感想を取る暇はなかったんですけども、聞いた範囲の中では大変好評でありまして、また是非来ていただきたいとのことでした。

これを仕組みました私どもとしましては、最終的にイベントとしてたった1回の授業で終わらせたくなかったものですから、次へ繋げたいという事で、どこを繋ぐかということ、高校がもう一度来て欲しいということと同時に、31年度の中標津高校、農業高校の生徒指導の心の発達を含めての部分のプログラムを作っていく上で是非、北海道医療大学の冨家先生が、もう少し日常的に色々な方法があります。ネットを使うこともできますし、来ていただく事もできますので、その繋がりの中で何とか動いていただけないだろうか、その関係についてもそれぞれの高校の校長先生及び医療大の教授の間で話が進んだというふうに伺っております。

そのようなことにつきましては、一連の動きにつきまして、町の生活課の方とも連携して、結果の報告も差し上げている次第です。1つ2つの取組でなかなか解決できる問題では勿論ないんですけども、この後の問題としては、親御さん方も含めながら、どのように成人までの子どもたち、特に15歳から18歳前後の生徒さん方をどのように生かしていくかということをもう一度町民レベルで考えていく上で、教育委員会の果たす役割があるかなと考えている次第です。大変長くなりましたが、以上の話で進んでおりました。

○義盛委員

ありがとうございます。

○山田教育長

というふうに、高校と連携をとるということは、実質的に行っています。

以前は、高校、高等養護、中標津高校の校長先生達は、校長会議にも来ていなかったのですが、今年度からは参加していただくようにして、横の連携を十分にとるような形にしていますので、今後も改善を図っていきたいと考えております。後はよろしいですか。

○南委員

事例を聞きまして、高校の時は良いのだけれど、小学校とか常に子供達と接している先生方が、どれだけ研ぎ澄ました神経で子どもたちと接して貰えるか、今聞いていると学校の授業の準備であるとか、家庭との連絡とかで本当に先生方は忙しい思いされてるなと思うんですね。客観的に見て。

それで、こういういじめとか細かな子どもたちとの指導、交流など持てる時間がもうちょっとあったら良いのにな。そして、一般の先生方、小学校、幼稚園の先生についても、こういうことについて、もっと勉強する機会を持たせて上げたいなと思って、この文章を出してもらっていました。

○山田教育長

ありがとうございます。

○教育指導監

おっしゃるとおりで、本当におっしゃるとおりで、今、国でもそうですし、北海道でもそうなんです、働き方改革が話題になりました。

そもそも発端は何だったかということ、一般企業でのとんでもない100数十時間も多い過酷な労働の中で、若い労働者が、若い娘さん方を含めて亡くなって、自殺していったということをきっかけとしながら、大きな社会問題になってきたんですけれども、今、道教委としても各学校に、具体的には部活動の時間をどのように減らせるかとか、或いは年次休暇を含めて先生方の休暇制度があるんですけれども、それらをどのように上手く満遍なく活用できるかとか、様々な視点から、今、先生方の労働時間を少なくしながら、健康を維持しながら、しかも働き甲斐を感じてもらえるように、どうやって子どもたちと接触する時間を増やしていけるのかという事で、まさしく今取り組んでいる最中であります。

中標津町教育委員会としては、いち早く部活動の時間の制限を決めるとか、或いは、退勤時間、退庁時間を月に1回、2回早めに皆さんで一斉に帰りましょうとか、様々な対応を具体的に取り組んでいる年度に、今なっております。

す。

引き続き、もう少し詳しい改善部分が明らかになりつつあれば、当教育委員会にもご報告できると思うんですけども、まさしく御指摘の通りでありまして、ただ、道教委が、今考えているのは60時間を越えない勤務、どういうことかという、1週間月から金までですから、60時間を週5日で割るとご承知の通り10時間以上となります。そのくらい大変なのに、60時間に目標設定すること事体どうなのかという中で、とりあえず60時間以上、週5日間以上働かないようにしようという段階にきています。それで良いとは思っていません。

本来的には37時間45分、38時間弱で終わらなくてはいけない勤務が、目標として60時間と言われているわけですから、20時間多いわけですね。20時間を5で割ると1日4時間ですから、3時45分で終わっているのが、1日4時間ですから、7時45分、つまり若いお母さん先生も子育てのためにご飯を作らなければならないのに、単純に均して計算すると、7時45分くらいまで残業をしないと次の日の授業が成り立たっていかないという、おかしな大変な、それだけあれやいなさい、これやいなさいないという教育事情、学校事情があるわけです、簡単に言うと。

それだけでも大変ですから、うちの町としては部活動を終わらせても6時30分には、さようならで子どもたちが帰っていけるような部活動の体制を作りましょうということであれば、7時前には帰れるかなということも出てきますし、具体的なイメージの中で分単位の削減をどのようにしながら、先生方の健康を守っていけるかということに今、近づいてきているのが実情です。

もう一つ、私達が地域学校共同本部とか、学校運営協議会というのをやらせていただきながら学ばせていただいているのは、子育て支援の関係です。

実質は子どもの本音、その他、子どもの表情というのは、学校でも出してくれるんですけども、本当のところは各児童館です。各児童館で預かっていた中標津町は大変先進的な活動に取り組んでいるのですが、これは学年制限はあるんですけども、そこに集まっている一番肝心の3年生、4年生を中心とした子どもの成長を一番良く分かっているのは、学校の先生と同時に指導員の方々です、児童館の。

この児童館の方々と学校の先生方がどう連携していきながら、一人ひとりの家庭の中でのその子の成長を見取っていけるかというところが凄く大きな課題になっていると思いますし、幼稚園は文科省の管轄ですので、研修時間を確保しているのですが、計根別幼稚園も。保育所は厚生労働省の関係なので、保育所の保母さん方が研修を十分にできるのかという点では、これまた

非常に辛いものがあります。

そういう点で言うと、そこら辺にも目を掛けながら子ども理解も含めて、子どものサポートも含めて、この町らしいスタッフの余裕と育ちを考えていかなければならないというところにきていると思っているところです。大変長くなってごめんなさい。そういうイメージをしてくれれば、大変ありがたく思います。以上です。

○南委員

学童保育って3年生まででしたっけ、中標津。これは町によって6年生とか、3年生とか決めれるんですかね。

○管理課長

子育て支援の仕組みでいけば3年生です。町独自でやっている町は勿論ございます。

○南委員

これからちょっと難しくなってくる年齢がね。4年生とか、6年生とかね。

○教育指導監

これは、今までスポーツ少年団とか、部活動とかに、ほとんどの子が参加してくれている時代があったので、それはそれで良かったのですが、今はその参加率が半分までいなくて3割、4割以下しかいないので、その子供たちはその子供たちで運動系、文科系でやってくれるんだけど、そうでない子供たちは溢れるわけですね。

4・5・6年、中学生、その子供たちをどう見取りながらサポートしながらいくという、実は隠れた課題が横たわってきている状況があります。

○山田教育長

教育委員会としてもたくさんの課題があって、それを全部何とかしようと思うと、教育委員会自体もブラック企業になってしまうという恐れがあるので、なかなか難しいところもあります。あとはいかがですか。

それでは議案第2号については可決されました。

◎報告第1号 町営テニスコートの改修工事について

○山田教育長

続きまして、報告第1号町営テニスコートの改修工事についてお願いします。

○生涯学習課長

昨年工事が終わりました、新しい町営テニスコートについてご報告致します。町営テニスコートの改修工事についてという、A4縦の写真が載っている資料をご覧ください。

まず、工事内容についてです。その内容によって発注が2つに分かれておりまして、①は、コート自体の整備工事で、6月中旬から11月末までが工期、工事費は1億3,500万円でした。札幌市に次いで2番目、道東では初となる人工クレーのコート3面と練習コート半面の本体工事です。

②は、夜間照明に係る電気設備工事です。6月中旬から11月末までの工期で、3,844万8千円、照明塔は10基付いております。

工事費の合計は1億7,344万8千円で、12月7日に検定を行いまして、引渡しを受けております。また、今回の工事に合わせて、丸山公園の雪印側の公衆トイレの水洗化工事も合わせて実施されております。

資料下の方に写真がございます。上2枚が、3面のコートと練習用の半面です。下の2枚は防風ネットの写真でございます。防風ネットは、上下セパレートでカーテンのように開閉が可能になっておりまして、非常に使い勝手の良いものが使われております。

次のページをご覧ください。こちらは図面でございます。3面半のコートのうち3面については、防風ネットが取り付けられておりまして、手前北側で、図面でいう手前側に観戦用の土盛りがあります。

土盛りを含めた外周は全部芝になります。そして、道の部分がありますが、一部舗装になります。なお、観戦用の土盛りですけれども、北側1ヶ所なんです。本来は2ヶ所つけたい、両方つけたいという話だったんですが、公園の広さに関係しておりますので、1ヶ所にせざるを得ませんでした。

次のページをご覧ください。管理運営等についてでございます。名称、住所、運営方法、管理者、こちらについては、変更はございません。

次のオープン事業でございますけれども、供用開始式典を4月27日の土曜日、9時から供用開始宣言を行いまして、その後一般開放と考えております。

また、記念事業につきましては、先日、ソフトテニス協会さん、テニス協会さんに開催を依頼したところです。今のところ内容は未定ですが、既存の

大会に冠をつけることもありますし、また、テニスの繋がりや、伝手を使っ
ていただいて、何かしら考えていただけるようお願いをしたところでござ
います。

なお、開催経費の一部助成について、先ほど予算要求のところでお話して
おりまして、200万円が備品、20万円が開催助成金となっております。

次に、使用料金についてです。これとは別の別紙のA4横の資料をご覧い
ただきたいと思います。

テニスコートにつきまして、一番上に書いてありますが、その性格上、使
用者の人数に限らずにコートが専用されてしまうため、総合体育館の専用使
用料を求める際の計算式を使用しております。

まず、左側なんですけど、(1) 受益者負担の範囲を求めています。町営テ
ニスコートの改修運営に係る全経費①の内、特定の利用者が負担すべきでな
いものとして、②のとおり施設の建設費を公費負担と考え、③観戦用土盛り
や施設周りの舗装などの公共スペースは、利用者以外も使用するもので、こち
らも公費負担とし外して考えます。

この内、公費負担分と受益者負担分の割合を右側の図で表しております。
青く塗ってる部分があるんですけども、第2分類、公費負担50%、受益者
負担50%と書いてありますが、選択的であり、公共的であるというのが、テ
ニスコートとして考えておりまして、50%、50%ということで、これを基に
次のページをご覧ください。

年間経費584万6百円に対して、年間貸し出し可能時間で割りますと、1
㎡当たりの単価が出ます。1㎡当たり1.19円なんですけど、これに対して、コ
ートの700㎡、先ほどの受益者負担率の50%と、貸出時間30分単位とな
りますので、30分で0.5掛けてあげますと、個人使用料が30分、208円、税込
みとなります。こちらが先程の考えを基にしたものに対する、本来受益者に
求められる使用料になるわけです。

ただですね、現在、30分、50円でございますので、もうちょっと考えまし
て、個人使用料の考え方として(3)がございまして。

上記の計算式の結果と、近隣及び類似規格コートの状況等、並びに町民の
皆さま方からいただいた意見により、現行の50円よりは安くなる事はないし、
管理経費が高額な温水プールの410円よりは安くすべきである。

平成14年度に改修された根室市の砂入り人工芝の130円よりは安くない
金額と考えまして、それから、同じコートの規格、同じ凍結深度で平成26・
27年度に改修された北見市の140円よりも安くない金額、また消費税が
8%から10%になっても影響の出ない数字とする。

そして、人工クレーコートは、道内で札幌市円山庭球場について2例目で

あり、道東では初めてとなることから、個人使用量は税込みで150円としたところではあります。

3ページに根室市と深川市の網掛けになっております。4ページには北見市の使用料の例として載っております。

5ページに、新旧使用料の比較表がございます。資料中央に色つきの矢印に、先ほどお話しした一般150円がございます。3倍になっております。

その上に、高校生と中学生がありますが、他の施設同様、中学生は無料としまして、高校生は150円の3分の2にあたる100円、専用使用料は倍となる300円としました。

また、照明の使用料ですが、今回LEDを導入したことによって、電気料が抑えられますので、こちらにつきましては、据置きと考えております。回数券はこれまでもありますが、5回分で6回分使えるという内容です。

なお、町営テニスコートの他に、ふれあいテニスコートというのもございます。

個人使用料につきましては、自動販売機で対応できないものですから、10月1日からの消費税10%アップの時に、1円未満ですとか、10円未満のアップのものは据え置きとし、専用使用料につきましては、窓口で支払うので、これは消費税8%から10%へのアップ分として、103円から105円に増額予定でございます。

以上につきまして、1月9日に生涯学習委員会のスポーツ振興部会、1月21日に中標津にある2つのテニス協会に説明をおこないまして、ご理解をいただいたところでございます。以上、報告を終わります。

○山田教育長

町営テニスコートの改修工事、今後の使用料金の説明がありましたが、何かご質問等ございますか。

○南委員

開放時間ですけれども、夏場で非常に時間早い時からテニスをやっている方を見かけるんですけれども、これを9時とした根拠ですね。例えば、羅臼、深川市では5時、北見市では6時となっていますが、早朝使用というのはいかないのでしょうか。

○生涯学習課長

条例にですね、9時から22時と決まっていますが、例えば早朝テニス

教室ですとか、今、教室はやっていないんですけども、これから9時から22時の時間外もしくは5月から10月までの使用期間も、コートが変わったことによって延長できる可能性もございますので、様子を見ながら延ばしていきたいと思っています。

○南委員

受益者負担の考え方で申し訳ないんですが、他の例えば、体育館とかそういうところであれば、65歳以上の高齢者と言われる人たちに対しては、若干の減免みたいな、安いんですけども、テニスについては、使用する人口が限られているということで抑えられているのでしょうか。

○生涯学習課長

それもありますし、最初にお話したように、何歳であっても一人であっても、コートを使うということは、一面を専用してしまうため、という考え方です。

○南委員

わかりました。ありがとうございます。

○山田教育長

よろしいですか。

この件については、承認していただいたという事でよろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

◎報告第2号 日本遺産に申請について

○山田教育長

続きまして、報告第2号日本遺産申請についてお願いします。

○生涯学習課長

では、続きまして、日本遺産の申請についてでございます。資料2枚ございまして、新聞記事と申請を出したものでございます。

昨年2月の教育委員会でも報告させていただいておりました、標津町の呼びかけによって、根室管内1市4町で申請した日本遺産についてでございます。

30年度に申請した分につきましては、残念ながら認定には至りませんでした。その後、標津町で落選の原因や情報収集を行った上で、再度、管内の各市町に呼びかけて、ストーリーの再検討を行いまして、昨年12月11日に行われた管内副市長会議において承認されたことから、今年度も申請する運びとなりましたのでご報告致します。先だって新聞に掲載されたものを配布しております。

なお、ストーリーについてですが、昨年度は根室海峡沿岸の歴史を網羅した内容だったのですが、今回、鮭漁の盛衰の話を軸に据えまして、ストーリー全体の構成を分かりやすく改善し、タイトルも「鮭の聖地」の宝物 ～根室海峡1万年の道程～」となりました。

海のない中標津町ですから、関係する部分はあまり多くはありません。関係する内容としては、内陸開拓が始まる前に、一時期、明治35年くらいに鮭漁が不漁になってしまうんですが、その時に漁業者が副業として始めた畜産の1つである酪農が、その後、内陸の開拓に、当初畑作だったんですけども、寒冷地に強いということで、それが標津村の時代ですね、推奨されて、それがいずれ内陸に広がったという歴史がありますので、それによって、根釧台地の酪農景観や、伝成館などの農業遺産が残された、という繋がりになります。ですから、鮭漁そのものでは、中標津町はないわけですね。

認定の決定は、5月中旬が予定されております。標津町さんとしては、ここまで纏めてきたので、もし次落ちたとしても、このストーリーを生かして、地域のブランド力強化につなぐために、何らかの形で管内連携を取ってやっていきたいというふうに考えているそうです。以上です。

○山田教育長

これについて、ご質問は。

(「特にありません」と発言する者あり)

○山田教育長

よろしいですか。この件は承認されました。
以上で議事を終了します。